

衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場 埋立処分単価表

(単位：円/トン)

区 分			通常単価	割増単価	
産業廃棄物	主として安定型区画に処分	廃プラスチック類※	溶融固化物	16,100	32,200
			その他	61,000	122,000
		ゴムくず※		61,000	122,000
		金属くず※		11,200	22,400
		ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※	海面に浮くもの	76,300	152,600
	その他		10,700	21,400	
	がれき類※	海面に浮くもの	76,300	152,600	
		その他	10,700	21,400	
	管理型区画に処分	自動車等破砕物	溶融固化物	15,700	31,400
			その他	76,300	152,600
燃え殻		15,700	31,400		
無機性汚泥		15,700	31,400		
鋳さい		12,100	24,200		
ダスト類		16,000	32,000		
第 13 号廃棄物		16,000	32,000		
一般廃棄物	燃え殻		15,700	31,400	
	ばいじん		16,200	32,400	
	溶融スラグ		15,700	31,400	
	その他		15,700	31,400	
建設発生土	土壌環境基準に適合するもの※※ (1 契約当たりの搬入量が 1,000 トン以上)		1,500	—	
	土壌環境基準に適合するもの※※ (1 契約当たりの搬入量が 1,000 トン未満)		3,000	—	

注 1) 埋立処分料金は、単価に計量重量（最小単位 10 キログラム）を乗じて算出する。

注 2) 埋立処分料金には、別途消費税が課される。

注 3) 産業廃棄物にあつては、別途産業廃棄物税（1 トン当たり 1,000 円）が課される。

注 4) 割増単価については、搬入上限目標量（キャップ）を超える搬入量に適用する。

ただし、安定型区画への搬入量には適用しない。

注 5) ※の品目のうち海面に浮くものは、当分の間、受け入れない。

注 6) ※※の品目は、受入量が上限に達した時点で受入を終了します。